

2019年度 事業報告

本会の目的と事業

I 本協会は、海難審判事件に関する調査研究を行い、海難審判での海難関係人の権利を擁護し、海難審判の適正な運用に資するとともに、船舶事故等の調査に関する調査研究を行い、海事の発展に寄与することを目的とする。

II 役員、評議員、賛助会員及び職員等の数

令和2年3月31日における役員等は、次のとおりである。

- | | |
|--------|---|
| ① 理事 | 10人 |
| ② 監事 | 2人 |
| ③ 顧問 | 3人 |
| ④ 評議員 | 9人 |
| ⑤ 賛助会員 | 団体会員417団体（平成30年度末比－7）
個人会員209人（平成30年度末比－1） |
| ⑥ 役職員数 | 常勤役員2人、職員8人 |

III 評議員会及び理事会

1. 評議員会

(1) 令和元年6月13日、千代田区平河町「厚生会館」において、令和元年度第1回（定時）評議員会を開催し、次の事項が審議され、原案のとおり可決された。

- ① 平成30年度事業報告及び決算報告について
- ② 役員(理事全員)の選任について

(2) 令和元年8月30日、本協会において、次の事項を議題とした書面による令和元年度第2回評議員会を開催し、原案のとおり可決された。

- ① 評議員（3名）の選任について

(3) 令和元年11月27日、本協会において、次の事項を議題とした書面による令和元年度第3回評議員会を開催し、原案のとおり可決された。

① 2019（令和元）年度収支予算の補正について

(4) 令和2年3月25日、本協会において、次の事項を議題とした書面による令和元年度第4回評議員会を開催し、次の事項が審議され、原案のとおり可決された。

① 令和2年度事業計画（案）及び収支予算（案）について

② 役員（理事1名）の選任について

③ 代表理事及び業務執行理事の職務執行状況報告について

2. 理事会

(1) 令和元年5月13日、千代田区麴町「海事センタービル」において、令和元年度第1回（通常）理事会を開催し、次の事項が審議され、原案のとおり可決された。

① 平成30年度事業報告及び決算報告について

② 役員（理事）候補者の決定について

③ 令和元年度第1回（定時）評議員会の招集について

④ 那覇支部長の委嘱同意について

(2) 令和元年6月13日、千代田区平河町「厚生会館」において、令和元年度第2回理事会を開催し、次の事項が審議され、原案のとおり可決された

① 代表理事の選定及び会長の選任について

② 業務執行理事の選定及び理事長、専務理事の選任等について

③ 常勤役員の報酬について

④ 顧問の委嘱について

⑤ 神戸支部長の委嘱同意について

(3) 令和元年8月9日、本協会において、次の事項を議題とした書面による令和元年度第3回理事会を開催し、原案のとおり可決された。

① 令和元年度第2回評議員会の招集について

② 評議員候補者（3名）の決定について

③ 門司支部長の委嘱同意について

(4) 令和元年11月18日、本協会において、次の事項を議題とした書面による

令和元年度第4回理事会を開催し、原案のとおり可決された。

① 2019（令和元）年度収支予算の補正について

(5) 令和2年2月4日、本協会において、次の事項を議題とした書面による令和元年度第5回理事会を開催し、原案のとおり可決された。

① 令和元年度第4回評議員会の招集について

(6) 令和2年3月18日、本協会において、次の事項を議題とした書面による令和元年度第6回理事会を開催し、原案のとおり可決された。

① 令和2年度事業計画（案）及び収支予算（案）について

② 役員（理事1名）の候補者決定について

③ 代表理事及び業務執行理事の職務執行状況報告について

IV 事業

1. 海難審判等に関する調査研究事業（定款第4条第1号、第4号）

(1) 海難審判裁判例調査研究事業（自主事業）

海難審判所裁判例について、「海難審判所裁判例集」に取り上げるべき裁判例の選定、判示事項の摘出等について調査研究するとともに、その他の海難防止上必要な事項について調査研究を行うものである。

令和元年度においては、学識経験者、海技専門家、海事補佐人及び海難審判所の審判官、理事官により構成する「海難審判裁判例調査研究会」を4回にわたり開催し、平成30年に裁判言渡のあった主要な事件等について調査研究を行い、50件を裁判例とすることを決定した。これら調査研究の結果については、取りまとめて「海難審判所裁判例集(第60巻)」を編集、刊行し、有償で提供した。

(2) 船舶事故調査報告書等調査研究事業

運輸安全委員会が公表した船舶事故調査報告書等について、船舶事故の再発防止に有用な事故事例及び事故統計に関し、その活用策について調査研究を行うものである。

① 船舶事故事例調査研究事業（(公財)日本海事センター補助事業）

海難が発生した場合には、事故原因究明及び再発防止を担当する運輸安全委員会、船員等の懲戒を担当する海難審判所、刑事裁判及び民事裁判を

担当する各裁判所の手続きを経て、それぞれ船舶事故調査報告書、裁決書及び判決書で最終判断が示される。

本事業は、一つの海難事故について、船舶事故調査報告書をはじめ裁決書、刑事判決書、民事判決書などをすべて取り上げて整理し、過去の海難統計、類似事例等を加え、更に事故の解説或いは再発防止につながるための教訓等をまとめ、「船舶事故事例集」として提供することにより、海上交通等の安全性向上に寄与するものである。

令和元年度においては、弁護士、海事補佐人、海技専門家、海難審判所審判官、船舶事故調査官などで構成する「船舶事故事例調査研究会」を3回にわたり開催し、4件の海難事故を取り上げて調査研究し、成果物である「船舶事故事例集(令和元年度版)」600部を刊行、海事関係行政機関、海事関係団体、船社、弁護士などに提供した。

② 運輸安全委員会船舶事故分析事業(自主事業)

運輸安全委員会の船舶事故調査報告書をもとに、本局(運輸安全委員会ダイジェスト)及びそれぞれの地方事務所管轄で特色ある海域、船種、事故種類等にテーマを絞り調査分析を行ったものに解説を加えて取りまとめた「運輸安全委員会船舶事故分析集(令和元年版)」を600部刊行し、法人賛助会員及び海事関係団体等に提供した。

2. 海難審判関係人等の権利擁護事業(定款第4条第2号)

(1) 海難審判扶助事業((公財)日本財団助成事業)

海難審判において、経済的な理由により海事補佐人を依頼できない海難審判関係人のために、必要な経費の扶助を行う。海難審判関係人から扶助の申し出のあった事件については、毎月開催(年間12回)される「海難審判扶助審査委員会」で、これを審査、決定する。

したがって、本事業は、海難審判関係人の権利を擁護するとともに、適正な海難審判の運用に資するものである。

令和元年度においては、海難審判関係人110人から電話等による申し出があり、地方支部員による事前の審査によって49人が扶助制度の趣旨に合致したが、このうち6人から取り下げがあり、43人(事件数41件)について、「海難審判扶助審査委員会」で審査を行った。その結果43人(41件)すべてについて扶助決定を行った。

(2) 海難審判等相談事業((公財)日本海事センター補助事業)

全国9ヶ所の当協会相談所において、海難を起こして海難審判を受ける

船員や運輸安全委員会の船舶事故調査官による調査を受ける船員などのための一切の相談に無料で応じるものである。

令和元年度においては、全国9ヶ所で海難関係人等延べ959人の相談に応じた。

また、相談事業の周知・啓発活動の一環として、海難審判等の相談が無料である旨記載したノベルティグッズ「スマホ防滴ポーチ」を作製し、各相談所経由で関係方面に配付した。

3. 海難審判及び船舶事故調査に関する広報、周知啓発事業

(定款第4条第3、第5号)

(1) 海難情報等提供事業（自主事業）

① 本協会のホームページを通じて検索機能を備えた海難審判全裁決の提供、事業活動の紹介、海難に関する種々の情報、資料等を海事関係者のみならず、広く社会一般に発信するものである。

令和元年度においては、本協会のホームページに平成30年に言い渡された全裁決303件を掲載した。

(2) 図書、会誌刊行事業（自主事業）

① 平成30年1月から12月までの全裁決を、利用しやすいように2分冊の「海難審判所裁決録」として編集、刊行し、有償で提供した。

② 本協会の事業を周知啓発するため、機関誌「ふねとうみ」を刊行して賛助会員、関係行政機関及び海事関係団体等に無償で配付するものであり、令和元年度においては、3回刊行し、各々約2,000部を配付した。